04 総務省(構造改革特区第22次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分 類 容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト 名 管番	案 項 提案主体名 号	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
040010	車両の臨時運行許可番 需貸与の際に保証金を 付させるようにすること。	納 地方日石法第230	2 債権の担保として微するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価	臨時運行許可番号標の貸与の 際、保証金を確収し返納期限内 に番号標が返納された時に番号標が返納された時に番号度 証金を返還、返納期限を超過した 場合には保証金を前即村で収納 することを可能とする。	【提案に至った背景】 「建文・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	E —	当該保証金の可否については、道路運送車商法の取扱いによるものであり、地方自治法第235条の4第2項により規制されているものではない。				(個人	静岡県	総務省 国土交通省
040020	公職選挙法における「「 方公共団体の長の任期 起算の特別(法259条 <i>の</i> 2)」の適用除外	の 公職選挙法第259	しかからたこともか可かっていた。 いったくのと見ないて公職選挙法案と59を20の規度が海市され、その任期は使前の任期の残任期間となる。なお、新たに立候補した者が当選人となった場合は、その者の任期は、 通常の任期(4年)となる。	公共団体の市議会議員選挙の選 等期日に合わせて退職し、市議会 議員選挙と同則ご申馬退準を執行した場合、公園選挙と限制に基準法第259条の 2で規定されている「地方公共団 用せず、任期の起算の特別を向 たす。本特例の適用に当たって は、予め、議会員選挙と行うことを、当該 サカケス共団体選挙管理委員会に	なお、自己の選挙等を有利に導くことを目的として、当該特例措置を利用することを加 止するため、予め、議会議選業と同日で次回首長選挙を行うことを、当該地方公共団 体選挙管理委員会に申請し、選挙管理委員会の許可を得た者のみに特例措置を認め るどの乱用的に措置を譲じるものとする。 選挙管理委員会による判断基準としては、①選挙の一定期間前(1年間等)に申請が なされていること、②選挙公頼に明記されていること、などを想定している。 [提楽理由] 本提案は「選挙に対する不用の管御・関心を高めるととよば、選挙の効率的な特合を	C I	長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任 期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の良いときに退職しよう とすること的ぐため、公職選挙法第259条の2において、退職 者が当遇した場合の仕期の何例が設けられているものである。 当該特例の適用は、地方公共団体の長が任期満了をまたずに 護職を申し出た場合において、当該職職の申立てがあったことに より告示された選挙において再び当選人となった場合に限られる ものであり、市長選挙がに職の申立てがかったことに より告示された選挙において再び当選人となった場合に限られる 台帯については、適用されないものである。 なお、退職の申立でが、効果本の向上や選挙施行経費の削減 といった公益を踏まえ、市長選挙と市議会議員選挙と同日に行 うことを目的とするものであったとしても、一方で、仮に自己の単 学等を有利に準く監例がある場合にも、長が法定の任期間を生 家に履行せず、選挙に都合の負いときに選集することを防む 実に履行せず、選挙に都合の負いときに選集することを応 またができなくなるため、本提案は、結果的に同条の趣旨を決却 することとなる。	右提案者からの意見を踏まえ、 再度検討し回答されたい。	本件は、長と議会の同日選挙の実現に向け、「選挙に都合の良いとき に退職しようとすることを防ぐ」にとき目的に、「予め、議会議員選挙と同 日で及回首長選挙を行うことを、当該地方公共団体選挙管理委員会に 請し、選挙管理委員会の許可を得た者のが、15時間、 選挙の一定制制制に、当該差を管理委員会に申請する 選挙の一定制制制に、当該差を管理委員会に申請する ることの手続きを経ることにより、自己の選挙等を有利に導、意図で同 日選挙を行うことにはならないめのと考えます。 この措置では、選挙に都合の良いときに退職することを防止できないと する理由等について、見解をお示したさい。	9	() () () () () () () () ()	神奈川県均主県	総務省
	朝日前投票所の開閉時: 最和特区	刻 第1項 第3項 第3項	期日前投票所の開開時間については、公職選挙法第40条を準用する同法第48条の2第 系 3項において、投票所は午前8時30分に開き、午後8時に閉じることとされている。ただし、 市前村の選挙管理委員会は二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前 投票所を終。期日前投票所の閉じる時刻を繰り 上げることができるとされている。	投票所の開閉時刻の制限を緩和	期日前投票をする人の割合は年々増加しており、投票日は都合が悪いが投票したい という有権者のニーズの高さを示しているが、仕事が忙しくて期日前投票に行けない有 権者も多いことが予想され、実面市も大阪のペッドタウンとして都市圏への通勤者が多 いことから、出勤時や帰宅時を主なターゲットとして、駅周辺に期日前投票所を設置し 込置動時間帯「単勢・深安」にあわせて、午前8年30分より前、午後9時より後に発電できるようにすることで、有権者のニーズに応え、投票率の維持・向上につながると考えてい る。	C I	期日前投票所の開閉時刻の制限を緩和し、投票時間を延長することについては、特定の地域にのか適用される制度とした場合には、有権者の権利行便に存る人事の確保の要請から問題があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討を要するものであり、対応することはできない。		回答では「特定の地域にのみ適用される制度とした場合には、有権者の権利行使に係る公平の確保の要請から問題がある」とありますが、現状において8時30分~20時の範囲で選挙管理委員会の裁量により時間短続であるかれているものを、時間延長できる制度にはようとするもので、特定の地域に限定するものではなく、有権者の権利行使に係る公平の確保は可能と考えます。また投票事系と選挙する者の負担の加重」については、休息時間の取得や交代制を効果的に実施できる体制を調とこれでは、休息時間の取得や交代制を効果的に実施できる体制を調とことを発展ですると考えます。大阪のベッドウンにおいて有権者の利便性向上を図るためにも、再度検討をお願いいたします。		1 2 3 3 英面市	大阪府	総務省
040040	生民基本台帳ネットワー ンステムの運用に関して 民間事業者に言ュニ ナーションサーバ端末の 作を一部認めるJ規制緩 普置 民間事業者に委託する とができる業務の拡大)	、 することができる業 の範囲について」 (平成20年3月31日 付け総行市第75号市 務省自治行政局事等 号自治行政局自治 号自治行政局自治	町し し 託 務 機 機 は民基本台帳関係の事務に関して、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関して は記 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	操作」は、現在民間事業者に認められていないことから、民間事業者 が行うことができる業務の範囲内 において、事務処理上必要となる 一部の操作を、厳格な操作制限や 守秘義務を定めて行うことができ るよう規制緩和の措置を求めるも	【実施内容】 この提案で民間事業者に対して、コミュニケーションサーバー(CS) 第末の操作を認める範囲(規制観和する範囲)は、CSの「業務メニュー」は、①「本人確認情報検索」、②本人届の特例に係らずあれ、住基カード)、③広域住民票の写しに係る「広域交付依頼人人居あった」、3、「なは民産の写しに係る「広域交付依頼人」、「ない」では、日本の事性である。また、CS端末の操作は、個人情報保護や守秘蔵務が強、求められることから、「操作活した」と「確認番号」によって使用制度をかけ、民間事業者が収り扱えるようにするものと考える。「提案理由」 住民基本合権関係事務については、民間事業者が行える「業務の範囲"が総務省「通知」で定められているが、この事務を執行するにあたり必要不可欠な操作である「CS諸・不の操作」が民間事業者は制度されている。、「、、公職来の操作体が必要な申請等を受けた場合は、CS操作部分を職員が行う、一造の事務を民間事業者と自の職員が混在して行う形態になり、これが労働者派遣法に抵触する「偽装請負」に関する問題として指摘されている。 一のような制度や工度手間により事務フローが複雑化、処理時間が長くなる等の弊者が生じており、民間事業和とより事務フローが複雑化、処理時間が長くなる等の弊者が生じており、民間東託の利点が十分に引き出せていない。今回の提案は、「民間事業社の場合と「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	C I .IV	住民票の広域交付や住民基本台帳カードの発行を行うためには、住民基本台帳ネットワークシステムの端末操作が必要になるが、このシステムは全国共通の本人構設のための仕組みであり、このジステムは全国共通の本人構設のための仕組みであり、この端末を操作することにより体に機体が実施が求められる住民第コードも含め、全国市前村の住民に係る情報を入手すること及び同法能行規則第12条に基づく技術的指針に基づいては、特段の対応が必要となる。このため、住民基本台帳法第30条の5第2項程でキュリティについて全国で統一した対策を確保する必要がある。そもそも、住民からの届出等に基づいて行う本人確認情報の取扱いは、地方公共団体が自ら行うべきものであることが前提であり、上記の技術的指針においても、住基ネットを連用する主体が観点であることを前提とした規定を設けており、上記の技術的指針においても、住基ネットを連用する主体が観点であることを前提とした規定を設けており、住民基本でと前提とした場とした。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市は平成20年から民間委託を行い、契約では契約書本則の他に別 記事業者は5848記録等の情報を十まり7-12點面を意味しており、市及 び事業者は5848記録等の情報を十まり7-12點面の取得もしている。また 特定の従業員が市が必要と認めた場合に限り操作できるようにする等。 なお、ご指摘の1技術的指針1(平成14年総務省告示第334号)において は、第4010でメステムの選用等について委託可能とされ、第608の (1)では国の機関等の本人確認情報の取扱い等についても委託可能とされているため、本市でも民間委託を推進し公共サービス改革を進めた い。		1) 2 5 市川市	千葉県	総務省
040050	寄附金に係る私人の公 収扱いに係る制度の複数 コンピニ店間での申込 ンジット収納ツールの構 楽)	売 ペープロル広第243 条、第231条の2第6 ・ク 頃 日本行会第15	2 地方自治法第二首三十一条の二第六項に規定する政令で定める証券その他の物文は書号、記号その他の符号は、それを提示しては違知して、特定の販売業金から乗品等」(小様報を建する。 アナザマの必要の提供の事業を変するから 本体の必要の指摘を担けることができるがある。 アナザマの必要の提供の事業を変するから、本体の必要の基本の他の第二十五年	ふるさと納税など、自治体側があらかじめ使途自的を明確化し、かつ、負担付寄附でない音を明示した。 予解金に関って、地方自治法第 243条の「私人による公金取扱の 制限」の対象外としていただきたい。	コンビニ協議業による収納代行ソールを活用し、店舗で客間の申込からクレジット決済まで完結する仕組みを 構造することで、客削者の利便性向上と効果的な事務機制に取り組みたい。 提案組由: 〇 ふるとは解記によって客削が重要な財産となりつつあるが、税などとは性格が異なるため、その理得にも従来と は違った手表があられる。このため、自治体が不得手な地域外の影客部が起いていて、例えば全国に高額を 〇 よるとは解じたとなった。自然体が不得手な地域外の影客部が起いていて、例えば全国に高額を 〇 だが、私人による企業事故・は実開業とない、例外的に指定で理解的であるが収納を発化が起かられているのから ある。コンビニ吸射は政策会長、ハンドル決決は指定代理機がとなり発の時ではが、一連の事務を強い リカけての適用は不可能であり、仮にできても契約・収納・情報の安などで自治体も事業者側に重め事務を強い リカけての適用は不可能であり、仮にできても契約・収納・情報の安などで自治体も事業者側に重め事務を強い リカけでの適用は不可能であり、仮にできても契約・収納・収納・収納・収納・収納・収納・収納・収納・収納・収納・収納・収納・収納・		法第243条に規定する私人の公金取扱いの原則禁止及び令第188条に規定する私人の徴収委託又は第231条の2に規定する指人の徴収委託又は第231条の2に規定する指定代理者納付制度は、私人に公金を取り扱わせるに関して、公金となる時期や委託を受けた私人の責任を開催しする必要があることから、設けられているものである。これらの点を選まえると、「提案の内容によった場合には、寄附金が企金となる時期や事故が発生した場合の責任関係が不明確であること。有期金を損かった私人の故意場による事故であっても地方公共団体が責任を負わなければならない可能性があること。また、このことにより解者が不利益を減ら可能性もあることから、ご提案の内容を認めることは困難である。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・「事故」とはどのような状況を懸念されているのか不明なため、具体的にお示しいただきたい。 ・仮に回答のような「事故」の場合でも、責任関係は個々の具体的な仕継がなどに応じて当事者間の契約等で担保できると考える。現行でも、自治体が力・一条社以外に決済代行会社等を指定代理納付者とする例も多く、契約等で定めている。 ・公金位になら時期については、指定代理納付の規定を提用・準用できる。う、法令や運用面を再整理できると考える。 ・決済手段の多様化の中、一般から見れば同様に第三者を通じた収納したかかわらず、指定代理納付・収納委託の並立は分かりづらく不満も生しており、これらも踏まえた再検討をお願いしたい。		2 2 6 佐賀県	佐賀県	総務省

04 総務省(構造改革特区第22次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分 類	措置 の内 各府省庁からの検討要請に対する回答 容	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト 名	提案 事項 管理 提案主体名 番号	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
040060	寄附金に係る私人の公金 取扱いに係る制限の撤廃 (送金サービスを活用した 携帯電話での申込・決済 ツールの構築)	地方自治法第243 条、第231条の2第6 項 同能行令第157 条の2、第158条	の地方の出版(開知二十二年は整京十七年) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第) 第二日本一年の二(第一日本) 第二日本一年の二(第一日本) 「東海地方の月間はは、終入監察がより、「日本では発情が出た。」、「日本では必要がより、「日本では必要がより、「日本では必要がより、日本では必要がより、「日本では必要がより、「日本では必要がより、「日本では必要がより、日本では必要がより、「日本では必要がより、日本では必要がより、日本では必要がより、日本では必要がより、日本では必要がより、「日本の主義」、「日本では必要がより、日本の主義」、「日本ではならな」、「日本の主義」では、日本の主義、「日本では今日本では今日本では今日本では今日本では今日本では今日本では今日本では今	つ、負担付寄附でない旨を明示し た寄附金に限って、地方自治法第 243条の「私人による公金取扱の	資金移動業者による標帯電話での送金ツールを活用し、申込と同時に決済可能な仕組みを導入することで、客 附者の特性性角上と効果的な素料機能に数/組みたい。 提案理能: ○ ふるさた納限によって客削が負責を対算となりつつあるが、視などと異なってその提得には創意工夫が必要で みり、例えば金国に多数の固能を各する研帯電話を活用できれば効果的である。 20 だが、私人による公金育放送、は長間倒ました。例外的に需要性機能が反び傾斜要が必要かられているのみで 〇 だが、私人による公金育成法、は長間倒ました。例外的に需要性機能が反び傾斜要が必要かられているのみで 〇 だが、私人による公金育成法、は長限でおり、原に前者を収納要素に、後者を指定性機能がして扱うにもしまるで使の機能に 本づてため、自然体質で製剤がから収容を指しては大きな、また、収容体系型して事情の専用をの力企とと もに事権の携帯料金の合音が起い上提供しており、原に前者を収納要素、後者を指定性機能やして扱うにも、一 選の事務の中で大力が切り付けで選手のものようが、定面を認したものと思われるが、客削金は納付の是非も結合寄 附着の自身的意と記念づく位いであるが、この制度の対象をしていただった。 「大き報報」 「大き報報を対していての判断をも私人が行うこととなる」との懸念も考えられるが、緩和措置の対象とする寄 附金を負担付容削ではないことがあらかいの明確なものに限定すれば自然的である。 「気料性であれていての判断をも私人が行うこととなる」との懸念も考えられるが、緩和措置の対象とする寄 附金を負担付容削ではないことがあらかいの明確なものに限定すれば自然の重要をある。	С	ご提案の内容の、専用口座に事前に入金している資金を、寄附 者の指示により指定金融機関の口座に資金経動することについ ては、寄財者と携帯事業者の間における契約等により対応が可 能であり、地方自治法による制限の問題ではないと考える。 一方、後者の携帯電話の使用料金とともに寄附金を後日寄附 自の立着社となり、指定・担害動件制度を用いない場合には、 納付時期が不明確となることから、認めることは民種である。 従って、私人の徴収委託例にまける受託及行能定で理者執 付制度における指定の双方を行わないこととするこ提案の内容 については認めることは困難である。 数世に記述ることは困難である。 数度を表して指定することによりご提案の内容は実現できるもの と考える。	右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答され たい。	・専用口座に事前入金した資金を移動し、客附することは客附者と事業者との契約関係であり、「自治法による制限の問題ではないとのことだが、収納委託等に要しないと考えてよいか、電話料金とともに後日客附者に寄附金を請求する仕組みは指定代理納付で実現可とのことだが、電話番号等を施行者の「証票等」と見なすと考えてよいか。 ・資金決済法上も規約上も顧客の依頼に基づく一体的なサービスで履行保全措置も満にられているため、さらに指定代理納付を用いず行うことを検討いただきたい。 ・公金になる時期は規約等から送金手続日でも支障ないように思うが、それが困難でも寄附金に延滞金は課さないので客附者の不利益は考えにくい。		1 0 2 6 0 2 0	佐賀県	総務省